

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 1 日

27 世庁舎計第 26 号

(設置)

第 1 条 世田谷区本庁舎等整備基本構想の策定に向け、区民及び学識経験者等による意見、提案等を取り入れ、世田谷区役所本庁舎等の整備を推進するため、世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会（以下「検討委員会という。」）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 本庁舎等整備に関すること
- (2) 前号に掲げるほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 20 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員)

第 4 条 検討委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 検討委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第 6 条 検討委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 検討委員会は公開とする。ただし、検討委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、総務部庁舎計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。